

第 1 章

笠間市環境基本計画とは？

1-1	計画改訂の背景.....	2
1-2	前計画の評価・環境を取り巻く社会情勢.....	2
1-3	計画の目的と役割.....	3
1-4	計画の位置づけ.....	3
1-5	計画の対象地域.....	4
1-6	計画の対象範囲.....	4
1-7	計画の対象期間.....	4
1-8	各主体の責務.....	5

第 1 章では、本計画改訂の背景、目的と役割、位置づけ、対象地域、対象範囲、対象期間、各主体の責務など、本計画の前提となる基本的事項について定めています。

第1章 「笠間市環境基本計画」とは？

1-1 計画改訂の背景

笠間市では、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくりを推進するため、平成19年度に「笠間市環境基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

計画策定より近年までの市の環境状況や社会情勢、これまでの施策の実施状況等を踏まえ、今後市が取り組むべき課題を明確にし、実効性の高い施策を実施していくため、本計画の改訂を行うこととしました。

1-2 前計画の評価・環境を取り巻く社会情勢

● 前計画に基づく環境保全・創造の取組状況

本市では、前計画において将来の環境像及び環境目標を定め、その実現を目指して施策及び重点事業を実行してきました。重点事業について定めた取組指標は全21項目のうち15項目について中期目標(平成27年度)を達成しており、そのうち10項目については長期目標(平成29年度)をすでに達成しています。このような取組状況を踏まえ、地域の特長をさらに向上させ、課題の解決を図ることにより、環境の保全・創造に寄与する実効性が高い施策を実行していきます。

● 生物多様性*の保全の進展

平成22年愛知県名古屋市で開催されたCOP10において、「生物多様性戦略計2011-2020及び愛知目標」が採択されました。国内においても、「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略2010」が相次いで策定され、茨城県をはじめ各地方公共団体においても生物多様性地域戦略を策定するなど取組が強化されています。

● 放射性物質をはじめとする汚染物質に対する対策強化

福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境汚染へ対処するため、健康及び生活環境の保全の観点から放射性物質による大気汚染及び水質汚濁の状況に関して常時監視が追加されました。また、人体への健康影響等から微小粒子状物質(PM2.5)*^{*}に関する平成21年に環境基準が設定され、地方公共団体による大気の汚染状況の常時監視が開始されました。

● 地球温暖化対策の強化・エネルギー施策の進展

平成20年の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正等により、地方自治体区域内の排出抑制に関する取組強化が図られるとともに、「低炭素社会づくり行動計画」や「都市の低炭素化の促進に関する法律」等、低炭素社会の構築も進められています。また、東日本大震災を契機としてエネルギー施策が大きく見直されるとともに、平成24年に「再生可能エネルギー*固定価格買取制度(FIT)」が開始され、再生可能エネルギーの導入が加速しています。さらに、平成27年に開催されたCOP21においては、途上国を含む全ての国が協調して温室効果ガス*の削減に取り組む「パリ協定」が採択され、温暖化対策は歴史的な転換期を迎えています。

1-3 計画の目的と役割

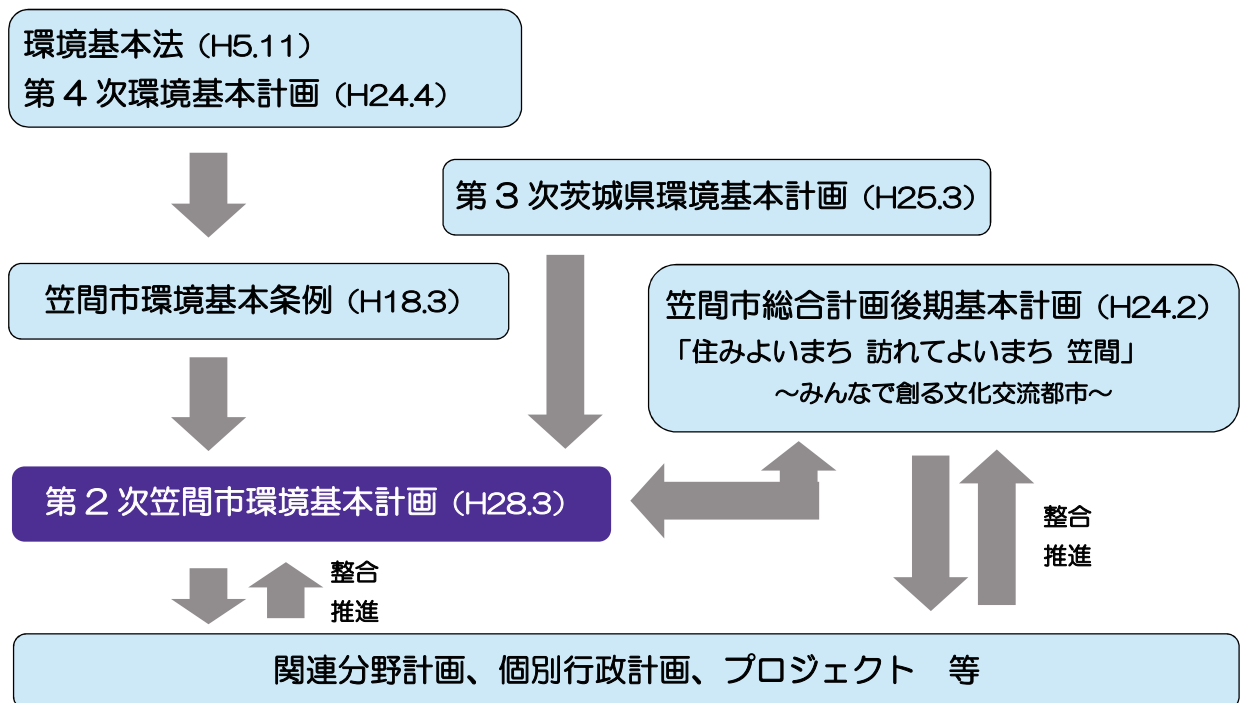
笠間市環境基本計画は、現在の本市の良好な環境を保全し、次代に継承していくためのプランです。主に次のような役割を担っています。

課題の提起	現在の笠間市の環境について、実態や課題を把握し、今後に向けた課題についての認識を深めるものです。【第2章】
目指す将来の環境像	環境基本条例の理念を実現するため、市民や事業者、市が一体となって取り組むための目標を共有するものです。【第3章】
施策の方向	笠間市の環境関連施策を長期的視点から総合的に推進するための施策の方向性を示すものです。【第4章】
重点的取組	目指す将来環境像の実現に向け、今後特に重点的に取り組んでいく事業（重点事業）を掲げるものです。【第5章】

1-4 計画の位置づけ

笠間市環境基本計画は、環境面において本市の最も基本となる計画です。

環境の保全及び創造に関して、他の個別計画の上位に位置づけられるものであり、長期的な観点から総合的、体系的に推進される必要があります。



1-5 計画の対象地域

本計画は笠間市全域を対象とします。

ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や茨城県、国及び地球全体も視野に入れた計画とします。

1-6 計画の対象範囲

本計画の対象となる環境の範囲は、概ね以下のとおりです。

自然環境に関するもの	水辺／農地・里山・森林／生態系／自然景観
快適環境に関するもの	公園・緑地／街並み／歴史・文化／暮らしのマナー・モラル
生活環境に関するもの	大気環境／水環境／音環境／土壌・地盤環境／有害化学物質／環境管理・公害防止
循環型社会 [*] に関するもの	廃棄物
地球温暖化対策に関するもの	地球温暖化対策／エネルギー
パートナーシップ（協力関係）に関するもの	環境教育・学習／パートナーシップ

1-7 計画の対象期間

本計画は平成37年度を目標年次とし、平成28年度から平成37年度までの10年間を対象期間とします。

なお、計画期間のおよそ中間年に当たる平成32年度に、本市を取り巻く環境の変化や社会情勢、科学技術の進展などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1-8 各主体の責務

1) 市民



- 日常生活における廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止、屋外焼却行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めます。
- 日常生活において環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力します。

2) 事業者



- 事業活動を行う際は、公害を未然に防止し、自然環境を良好に保全するために必要な措置を講じます。
- 自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることで、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理します。
- 自らの責任と負担において、その事業活動にかかる製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めます。また、事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料や役務等を利用します。
- 事業活動において環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力します。

3) 滞在者・来訪者



- 観光やレクリエーションなどの目的で本市に滞在する人は、環境負荷の低減や環境保全に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力します。

4) 市



- 市は、地域の環境の保全と創造に関する取組の推進役としての役割を踏まえ、環境基本計画を策定するとともに、計画で定められた環境施策を着実に実施します。